

# 合併協議会だより

第7号

2003.7月

発行/上島合併協議会 〒794-2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210番地 弓削町役場内 TEL0897-77-2500 FAX0897-77-4011

## 第4回協議会の結果

5月19日、魚島村開発センター15階大ホールにおいて、第4回上島合併協議会を開催しました。はじめに、3名の新委員に委嘱状を交付し、新委員を代表して今治地方局長、相原委員があいさつを行いました。

その後、木下会長があいさつを行い、議事に入りました。

### 【報告事項】

事務局報告

ホームページ运营管理業務委託

平成15年度のホームページ运营管理業務を原印刷(株)に委託しました。

### 【協議事項】

協議項目第11号  
新町建設計画(新町将来構想)について  
新町将来構想について、大林副委員長より提案がありました。

その後、事務局より新町将来構想(案)の概略説明を行い、提案どおり、新町将来構想について確認しました。

協議項目第8号

町村議会議員の定数について

前回の協議会で提案した、町村議会議員の定数について協議を行いました。

協議項目第9号

農業委員会委員の定数について

1. 選挙による委員の定数について  
今回は提案・説明を行い、次回の協議会において協議することを確認しました。

### 【議決事項】

協議項目第9号  
議案第9号  
平成14年度協議会会計決算について  
平成14年度の決算を説明し、監査委員からの監査報告のあと、原案どおり決定されました。

2案のうち、得点配分方式を採用し、次回協議会で事務所の位置を決定することを確認しました。

得点配分方式・・・あらかじめ1位から4位までの順位ごとに点数を定めておき、(得点配分については、正副会長に1任)4ヶ町村の中から、ふさわしい順番に4つの町村名を記入し投票するものです。

## 第5回協議会の結果

6月13日、弓削町総合庁舎において第5回協議会を開催しました。はじめに、木下会長があいさつを行い、その後、議事に入りました。

協議項目第8号

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

前回の協議会で協議、決定された事項の確認を行いました。

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併特例法は適用しない。  
新町の議会議員の定数は、18名とする。  
設置選挙に限り、旧町村の区域に1選挙区を設ける。  
各選挙区の定数は、次のとおりとする。

- 弓削選挙区 7名、生名選挙区 4名
- 岩城選挙区 5名、魚島選挙区 2名

ただし、設置選挙以後の選挙において、魚島村の議員1名を確保できる方法については別途考慮する。

### 【議決事項】

議案第9号

平成14年度協議会会計決算について

平成14年度の決算を説明し、監査委員からの監査報告のあと、原案どおり決定されました。



第4回協議会(5月19日・魚島村開発センター)

### 【協議事項】

協議項目第4号

### 事務所の位置について

左記の要領で、得点配分方式による投票を行いました。

### 投票方法

委員は投票用紙に、4ヶ町村の中から最もふさわしい順番に4つの町村名を記入し、無記名にて投票するものとする。

### 決定方法

得点については、第1順位：5点  
第2順位：3点、第3順位：2点、  
第4順位：1点とする。

出席全委員が投票する票の集計により、最高点の町村を決定するものとする。

最高獲得点数が同数の場合は、その最高獲得点数を得た町村名で再度投票を行う。

投票の結果は次のとおりです。

第1位	弓削町	94点
第2位	岩城村	92点
第3位	魚島村	68点
第4位	生名村	65点

このことにより、新町の事務所（管理・事務局部門を置く総合支所）は、弓削町に置くことが決定しました。

協議項目第9号

### 農業委員会委員の定数について

選挙による委員の定数は、12名とすることを確認しました。

協議項目第6号

### 地方税の取扱いについて

左記のとおり確認しました。

### 地方税の取扱いについて

1. 個人町民税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

2. 法人町民税は、現行のとおりとする。

3. 固定資産税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

4. 軽自動車税は、弓削町、生名村の例により標準税率とする。納期については、弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

5. 町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は現行のとおりとする。



第5回協議会（6月13日・弓削町総合庁舎）

## 新しい町の名称募集中！

締切日は8月20日（水）（当日消印有効）

## 新しい町の名称決定までの流れ

### 第1次選定

公募締切り後、事務局において新町名公募作品をとりまとめた「名称の一覧表」を作成します。

新町の名称・事務所の位置検討小委員会の各委員に「名称の一覧表」を示し、第1次選定用の用紙を配布します。

各委員は、「名称の一覧表」の中から、選定基準により、新しい町の名称としてふさわしいと考えられる5作品以内を選定し、事前に事務局へ提出します。

事務局が各委員から提出された、第1次選定作品のとりまとめ作業を行います。

### 新町の名称・事務所の位置検討小委員会へ

### 第2次選定

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議により5作品以内を選定します。

選定された5作品以内については、作品ごとに小委員会としての「選定理由」「委員からの付帯意見」等を付し、報告書としてまとめます。

### 協議会へ提案

### 最終選定

協議会で、小委員会から提案のあった名称5作品以内の中から1作品を決定します。さらに、決定された名称候補への応募者の中から、抽選により名付け親大賞、名付け親賞の受賞者を決定します。

### 選定基準

新町の名称は漢字、ひらがな、及びカタカナにより表記された、読み書きが容易で、なじみやすく親しみやすい、新町にふさわしい名称とするが、次の事項に留意して選定する。作品ごとの応募数については、選考の際の参考に留めることとする。

- ・新町を地理的にイメージできる名称
- ・地域の歴史、文化、特徴等を表す名称
- ・地域住民の理想や願いにちなんだ名称
- ・対外的にアピールできる名称

## 編集後記

6月20日から、新町の名称公募を開始しました。事務局には、続々と応募はがきが届いています。その中には、県内の他町村や、県外で生活されている4ヶ町村出身者の方々からの応募もたくさんあり、皆さんの関心の高さを改めて認識しております。  
あなたも『新町の名付け親』になってみませんか？

## 瓦版

新町の名称応募はがきは各町村役場に置いてあります。

応募専用投函箱も設置しています。

### 名付け親大賞 1名

3万円分全国共通商品券

### 名付け親賞 3名

1万円相当分4ヶ町村特産品詰め合せセット